

# 農山漁村地域力発掘支援モデル事業実施要領

平成20年4月 1日付け19農振第1877号

最終改正 平成21年5月29日付け21農振第 435号

農林水産省農村振興局長通知

## 第1 趣旨

農山漁村地域力発掘支援モデル事業の実施については、農山漁村地域力発掘支援モデル事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第1876号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

## 第2 事業内容

### 1 地域活動支援事業

- (1) 要綱第2の1の(1)のふるさとづくり計画は、持続可能で活力ある農山漁村を実現するため、地域の創意工夫の下、地域活動支援事業で行うふるさとづくりのテーマ、地域活動支援事業の実施を通じて達成すべき目標及び個別の活動ごとの目標並びに当該目標を実現するために必要な事業実施期間中の活動内容を含む計画とする。
- (2) (1)のふるさとづくりのテーマは、持続可能で活力ある農山漁村を実現するため、目指すべき将来像が明確かつ具体的に示されている内容とするものとする。
- (3) (1)の地域活動支援事業の実施を通じて達成すべき目標及び個別の活動ごとの目標は、以下の観点を考慮して、適切に設定するものとする。
  - ア 地域活動支援事業の実施を通じて達成すべき目標は、ふるさとづくりのテーマを実現するため、概ね事業実施期間終了までに達成すべき全体的な目標とする。
  - イ 個別の活動ごとの目標は、地域活動支援事業の実施を通じて達成すべき目標を達成するために当該個別の活動ごとにそれぞれ達成すべき年度ごとの個別の目標とする。
  - ウ ア及びイの目標は、具体的かつ定量的に把握できる内容であるものとする。
- (4) 要綱第2の1の(2)の農村振興局長が別に定める活動内容は、次に掲げるとおりとする。
  - ア 農林漁業に関連した農山漁村の伝統文化の保全、復活等に向けた

## 活動

農山漁村の伝統的な祭り、芸能、行事、祭祀、匠の技（農山漁村における生産活動や日常生活にかかわる優れた技術又は技能をいう。）の保全又は復活、鎮守の森の保全、地域のお宝発掘調査等

イ 個性的で魅力ある地域固有の風景づくり等に向けた活動

屋敷林、茅葺屋根等の色合い、形状等の面における統一的な概念による村づくり、やすらぎを与える水辺空間の創設等

ウ 農山漁村に存在する地域資源を活用した村おこしに係る活動

農家等の廃屋を利用した宿泊の受入れ、地域の特産品開発及び直売、農業体験交流活動等

## 2 地域活動推進事業

(1) 要綱第2の2の(1)の第三者委員会は、要綱第2の1の(2)に掲げる活動内容に関して知見を有する有識者により構成するものとする。ただし、第三者委員会を設置するに当たっては、その設置数について、農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)と協議するものとする。

(2) 要綱第2の2の(2)の指導助言及びアドバイザーの派遣は、地域協議会から要請があった場合又は地域活動推進事業の事業実施主体(以下「民間推進団体」という。)が必要と認める場合に実施するものとする。

(3) 要綱第2の2の(3)の評価及び検証に係る結果を取りまとめるに際しては、要綱第8の1の(1)により地域協議会から提出のあった評価及び検証の結果を取りまとめ、要綱第2の2の(1)の第三者委員会で評価及び検証を行い、必要に応じて地域協議会へ指導助言を行うものとする。

(4) 要綱第2の2の(3)の情報発信は、(3)で取りまとめた評価及び検証の結果を活用し、モデル的な活動内容をインターネット、広報誌等の効果的な手法を用いて、広く全国へ情報発信するものとする。

## 第3 事業実施主体

1 要綱第3の1の農村振興局長が別に定める要件は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

(1) 地域協議会は、地域住民団体、農林漁業者の組織する団体、NPO、企業、市町村等の二以上の主体で構成するものとし、その構成員に市町村が含まれていること。

(2) 地域協議会の構成員のうち、国、都道府県及び市町村並びにこれらの

出先機関等の行政機関の数が2分の1以下であること。

- (3) 地域協議会は、自らの活動地域を有するものであること。
- (4) 地域活動支援事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、以下の事項を定めた地域協議会規約その他の規程が作成されていること。
  - ア 地域協議会の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
  - イ 地域協議会の意思決定方法
  - ウ 地域協議会を解散した場合の地位の承継者
  - エ 地域協議会の事務処理及び会計処理の方法
  - オ アからエまでのほか、地域協議会の運営に関して必要な事項
- (5) (4) の地域協議会規約その他の規程に定めるところにより、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

## 2 関係書類の閲覧

地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）は、必要に応じて、地域活動支援事業に係る地域協議会の経理内容を調査し、要綱第6の1の(1)の地域活動支援事業実施採択申請書（以下「支援事業申請書」という。）及び事業実施の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。

## 3 証拠書類の保管

地域協議会又はその地位を承継したものは、地域活動支援事業の交付申請の基礎となった証拠書類又は証拠物及び当該事業の実施に関する証拠書類又は証拠物を、当該事業の事業実施期間が終了した年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

## 4 地域協議会の業務運営の透明性の確保

地域協議会は、会員名簿、地域協議会規約その他の規程、ふるさとづくり計画等の書類について、インターネット、広報誌等により広く一般に公開するものとする。

# 第4 事業実施等の手続

## 1 地域活動支援事業

- (1) 要綱第6の1の(1)に定める支援事業申請書は、別記様式第1号によるものとする。
- (2) 要綱第6の1の(2)に定める支援事業内示申請書は、別記様式第2号によるものとする。
- (3) 要綱第6の1の(3)又は(5)による採択の通知は、別記様式第3

号によるものとする。

- (4) 要綱第6の1の(3)による内定である旨の通知は、別記様式第4号によるものとする。なお、本通知の発出後1月以内に要綱第6の1の(5)による支援事業申請書の提出がされない場合は、本通知は無効とする。
- (5) 要綱第6の1の(3)による不採択の通知は、別記様式第5号によるものとする。
- (6) 要綱第6の1の(5)に定める支援事業申請書を提出するに当たり、その内容が採択を受けた支援事業内示申請書に係る内容と大幅に異なる等の場合にあつては、地域活動支援事業の採択を行わない場合がある。
- (7) 地域活動支援事業の採択期間は平成20年度限りとする。
- (8) 要綱第6の1の(6)、(9)又は(14)により提出するふるさとづくり計画は、別記様式第6号によるものとする。

なお、要綱第6の1の(6)に基づくふるさとづくり計画の提出については、平成21年3月31日までの間は、農山漁村地域力発掘支援モデル事業実施要領の一部改正について(平成21年1月27日付け20農振第1526号農林水産省農村振興局長通知)による改正前の農山漁村地域力発掘支援モデル事業実施要領(平成20年4月1日付け19農振第1877号農林水産省農村振興局長通知。以下「改正前要領」という。)別記様式第6号による提出も認められるものとする。

また、改正前要領別記様式第6号により要綱第6の1の(6)に基づくふるさとづくり計画を提出した地域協議会長は、要綱第6の1の(9)又は(14)に基づくふるさとづくり計画の提出についても、改正前要領別記様式第6号による提出が認められるものとする。
- (9) 要綱第6の1の(7)又は(12)による通知は、別記様式第7号によるものとする。
- (10) ふるさとづくり計画に基づく活動の実施は、要綱第6の1の(7)による承認を得た後でなければ、実施することはできない。
- (11) 要綱第6の1の(9)に定める期日は、毎事業年度の翌年度の5月末日までとする。
- (12) 要綱第6の1の(11)により提出する持続可能ふるさとづくり計画は、別記様式8号によるものとし、事業最終年度の2月末日までに提出するものとする。
- (13) 要綱第6の1の(14)により提出のあったふるさとづくり計画についての要綱第6の1の(7)による承認を行う期間は平成21年度限りと

する。

## 2 地域活動推進事業

(1) 要綱第6の2の(1)に定める推進事業申請書は、別記様式第9号によるものとする。

(2) 要綱第6の2の(2)による通知は、別記様式第10号によるものとする。

## 第5 助成

1 要綱第7の助成の対象となる経費は、事業実施に係る経費のうち、次に該当するものとする。

- (1) 賃金
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 需用費
- (5) 役務費
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 備品購入費
- (9) 技術員手当等
- (10) 共済費
- (11) 補償費
- (12) 資材等購入費
- (13) 機械賃料

## 2 助成の額及び単価

(1) 本事業の助成の額は、次のとおりとする。

ア 要綱第2の1の(1)の内容を実施する場合は、百万円/地区を上限とし、事業初年度のみ交付するものとする。

イ 要綱第2の1の(2)の内容を実施する場合は、二百万円/地区を上限とする。ただし、ふるさとづくり計画に基づく活動の実施により収益が生じ、かつ、この収益相当分を当該事業に要する経費から控除した額が二百万円以下の場合は、当該金額を助成の上限とする。

ウ イにかかわらず、要綱第6の1の(7)により承認された要綱第6の1の(14)のふるさとづくり計画において事業実施期間を平成22年度までとした活動を実施する場合は、当該活動に要する1の経費を対象として、イとは別に三百万円/地区を上限とし、平成21年度のみ交付するものとする。ただし、ふるさとづくり計画に基づく活動の実

施により収益が生じ、かつ、この収益相当分を計画に基づく事業に要する経費から控除した額が五百万円以下の場合、当該金額を、イ及びウを合わせた助成の上限とする。

エ イにかかわらず、平成 21 年度にウに基づいて助成が行われた場合は、平成 23 年度及び平成 24 年度の助成は、1 地区当たり、ウに基づき交付された額の二分の一を二百万円から減じた額を上限とする。ただし、ふるさとづくり計画に基づく活動の実施により収益が生じ、かつ、この収益相当分を当該事業に要する経費から控除した額が、平成 21 年度にウに基づき交付された額の二分の一を二百万円から減じた額以下の場合、当該金額を助成の上限とする。

(2) 1 の助成の対象となる経費は、地域協議会の構成員である市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準とし、当該地域の実情及び事業の趣旨に則した適正な価格により算定するものとする。

### 3 助成金の適正な執行

助成金の使途については、事業の趣旨にかんがみ、適正な執行を図るものとする。

### 4 助成額の節減

地域協議会は、事業実施期間終了後の持続可能な自立した活動の展開を目指し、本事業で受ける助成額の節減に努めるものとする。

### 5 会計経理の適正化

地域活動支援事業に係る助成を受けた地域協議会は、次に掲げる事項に留意して会計経理を行うものとする。

(1) 地域活動支援事業の経理は、他の事業と区分して経理を行うこと。

(2) 地域活動支援事業の助成金の使用は、ふるさとづくり計画に規定した内容に基づいて行い、その都度領収書を受領するとともに、会計責任者は、支出内容が明確に確認できる一覧性のある書類を整備しておくこと。

(3) 金銭の出納は、金銭出納簿により行うとともに、領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理しておくこと。また、この場合において、必要に応じ金融機関に預金口座等を設けること。

### 6 経理事務指導

地方農政局長等は、必要に応じて、地域協議会に対し、地域活動支援事業に係る経理が適切に行われるよう指導するものとする。

## 第 6 事業実施結果等の報告

### 1 地域活動支援事業の実施結果

- (1) 要綱第8の1の(1)による報告は、別記様式第11号によるものとし、毎事業年度の2月末日までに民間推進団体に提出するものとする。  
ただし、当該事業年度の3月においてその活動を実施する予定である場合にあっては、3月の活動内容については予定を記載し、活動が終了した後、当該事業年度の翌年度の4月10日までに再度、当該事業の評価及び検証に係る結果を民間推進団体へ提出するものとする。
  - (2) 要綱第8の1の(2)による報告は、別記様式第12号によるものとする。
  - (3) 要綱第8の1の(4)及び(6)の農村振興局長が別に定める者は、地域協議会の構成員である市町村とする。
  - (4) 要綱第8の1の(4)による報告は、別記様式第13号によるものとし、事業終了後5年間、毎年度、その翌年度の4月末日までに提出するものとする。
  - (5) 要綱第8の1の(5)による報告は、別記様式第14号によるものとする。
  - (6) 地方農政局長等は、要綱第8の1の(5)の取りまとめに当たり、必要に応じ、地域協議会からの聴取又は現地調査を行うものとする。
  - (7) 要綱第8の1の(6)による公表は、インターネット、広報誌等の効果的な手法を用いて行うものとする。
- 2 地域活動推進事業の実施結果  
要綱第8の2に定める実施結果報告書は、別記様式第15号によるものとし、事業実施年度の翌年度の4月末日までに提出するものとする。

## 第7 助成金の返還

- 1 要綱第10の1に定める意見書は、別記様式第16号によるものとする。
- 2 要綱第10の2による助成金の返還請求は、別記様式第17号によるものとする。